

岐阜県森林公社「ぎふ林業新規担い手支援事業」事務取扱要領

(平成30年5月9日 森公第106号通知)

(平成31年4月1日 森公第14号通知)

(令和2年4月1日 森公第3号通知)

第1 総則

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）の行う「ぎふ林業新規担い手支援事業」（以下「本事業」という。）の実施については、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「県交付要綱」という。）、岐阜県林業労働力対策実施要領（昭和46年7月5日付け林政第556号林政部長通知、以下「県要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 対象範囲等

本要領で定める事業の対象範囲は、県要領第2章のIの第2の3の表のメニューのうち、以下のものとする。

- (1) 安全講習等受講に対する支援
- (2) 新規事業体に対する自立支援金の給付
- (3) 森林技術者の雇用の安定化に対する支援

第3 助成対象となる事業実施主体

助成対象となる事業実施主体は、県が実施する林業労働力調査への報告実績がある林業事業体とする（当該年度調査（前年度実績）の報告があつて、現在継続して森林整備事業等を実施している林業事業体とする）。

また、各メニューにおいて（第2の（1）（3）については就業者ごとにおいて）、他の事業による助成金等を活用する場合は本事業の助成対象としない。

第4 事業内容等

第2の（1）から（3）までに係る事業内容等については、以下のとおりとする。

- (1) 安全講習等受講に対する支援

①事業内容

- ・労働安全衛生法により、雇用主は労働者の安全を守るために、チェーンソーを用いて立木の伐採を行う場合は、安全教育を受けさせなければならない。また、伐木等機械や走行集材機械等の運転を行う場合にも安全教育等が必要である。さらに、技術を研鑽し、組織の主となって活躍する森林技術者は、各種の主任者技能講習を受講する必

要がある。安全かつ効率的な作業を促進していくため、森林技術者が受講する各種講習等の受講経費について助成する。

②助成対象事業

- ・対象となる講習は、安全衛生法令に基づくもの及び厚生労働省通知によるものとする。

③助成率等

- ・助成額は、予算の範囲内で助成対象事業費の1/2以内とする。

④事業の要件等

- ・助成対象とする講習は次のとおりとする。

〔講習等の種類〕

- ・安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
- ・造林作業指揮者等安全衛生教育
- ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
- ・伐木等の業務に係る特別教育（大径木等）
- ・伐木等の業務に係る特別教育（その他）
- ・チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育
- ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- ・林業架線作業主任者免許試験
- ・林業架線作業主任者能力向上教育
- ・林業集材装置の運転の業務に係る特別教育
- ・機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育
- ・簡易架線集材装置の運転の業務に係る特別教育
- ・ショベルローダー等運転技能講習（1t以上）
- ・ショベルローダー等の運転業務に係る特別教育（1t未満）
- ・フォークリフト運転技能講習（1t以上）
- ・フォークリフトの運転業務に係る特別教育（1t未満）
- ・はい作業主任者技能講習
- ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育
- ・小型移動式クレーン運転技能講習（1t以上5t未満）
- ・小型移動式クレーンの運転の業務に係る特別教育（1t未満）
- ・クレーンの玉掛け技能講習（1t以上5t未満）
- ・クレーンの玉かけ業務に係る特別教育（1t未満）
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- ・車両系建設機械運転技能講習（機体3t以上）
- ・車両系建設機械の運転業務に係る特別教育（機体3t未満）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・不整地運搬車運転技能講習（1t 以上） ・不整地運搬車の運転業務に係る特別教育（1t 未満） ・高所作業車運転技能講習 ・その他知事が特別に認めるもの |
|---|

(2) 新規事業体に対する自立支援金の給付

①事業内容

- ・新たに林業事業体として、起業・独立した当初は、事業地の確保が困難で経営が不安定である。新規事業体の経営の安定化を促進するため、新規事業体に対して自立支援金を給付する。

②助成率等

- ・助成額は、予算の範囲内で1月あたり9万円以内とし、6ヶ月間を上限とする。
- ・1事業体あたり1年度限り受給できるものとする。

③事業の要件等

- ・助成対象とする事業実施主体の要件は次のとおりとする。

〔助成対象とする事業実施主体〕
・起業して5年目までの事業実施主体（1人親方も含む）
〔新規事業体であることの確認方法〕
・法人の場合は登記事項証明書
・個人の場合は、認定事業体の代表者による証明（2社以上）

(3) 森林技術者の雇用の安定化に対する支援

①事業内容

- ・県北部の林業事業体は、冬期間の積雪により地元では冬場の事業地確保が大変難しく、他の地域に向いて事業に取り組んでおり、県外へも労働力が流出している。このため、県内の北部の事業体と南部の事業体が、協力して民有林の森林整備を実施する場合に、請負事業体が負担する旅費を助成する。

②助成率等

- ・助成額は、予算の範囲内で次のとおりとし、森林技術者1人あたり60日までを上限とする。

〔区分〕	〔助成額〕
・連携する林業事業体の事務所（もしくは現場）までの移動距離が50km未満の場合	1,000円 /人・日
・連携する林業事業体の事務所（もしくは現場）までの移動距離が50km以上の場合	2,000円 /人・日

③事業の要件等

- ・事業実施主体は、協力した内容（場所、作業内容、日数、期間、人数等）が分かる書類（協定書等）を作成する。
- ・助成対象の要件は次のとおりとする。

〔助成対象の要件：すべて満たすこと〕

- ・請負側の林業事業体に雇用される森林技術者もしくは請負側の林業事業体の下請け林業事業体（請負側の林業事業体と同一市町村に事務所を有する林業事業体に限る。）に雇用される森林技術者であること。
- ・発注側の林業事業体の業務エリアで作業する森林技術者であること。
- ・発注側の事業は、民有林の森林整備事業であること。

第5 事業要望書の提出

事業実施主体は、事業を実施しようとするときは、以下により公社まで、事業要望書を提出しなければならない。

（1）事業要望書の提出時期

- ・公社が別途指定する日までとする。なお、公社が必要と認める場合は、これとは別に事業要望書の提出を求めることができるものとする。

（2）事業要望書の様式

〔区分〕	〔様式〕
・安全講習等受講に対する支援	・第1号様式
・新規事業体に対する自立支援金の給付	・第2号様式
・森林技術者の雇用の安定化に対する支援	・第3号様式

第6 実績書の提出

事業実施主体は、事業の完了後、以下により実績書を提出する。

（1）実績書の提出時期

実績書については、以下の期間内に公社まで提出するものとする。なお、公社が必要と認める場合は、これとは別に定めることができるものとする。

〔事業実施時期〕	〔提出期間〕
・当該年度上半期 （4月から9月末まで）	10月1日から10月20日まで（開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日）
・当該年度第3四半期 （10月から12月末まで）	1月4日から1月20日まで（開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日）
・当該年度第4四半期 （1月から2月15日まで）	2月16日から2月28日まで（開始日又は締切日が公社の休業日の場合は公社の翌営業日）

※いずれも提出期間内に必着とする。

（2）実績書の様式及び添付書類

〔区分〕	〔様式〕	〔添付書類〕
・安全講習等受講に対する支援	・第1号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・講習の案内（内容、日程、金額がわかるもの）の写し ・講習を修了したことがわかる書類（修了証等）の写し ・口座振込依頼書（第4号様式）
・新規事業体に対する自立支援金の給付	・第2号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の設立日がわかる書類（登記事項証明書、認定事業体による証明等）の写し ・助成期間中の事業実績内容（作業種・事業量）がわかる書類の写し ・口座振込依頼書（第4号様式）
・森林技術者の雇用の安定化に対する支援	・第7号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・業務連携協定書の写し ・対象森林技術者の日報の写し ・口座振込依頼書（第4号様式）

第7 確認

公社は、実績書の提出を受けたときは、第5号様式により確認を行うものとする。また、公社は確認にあたって、第6号様式により、県に対して、林業労働力調査への報告実績を確認する。

第8 額の確定

公社は、第7による確認の結果、適当と認める場合には、事業実施主体に対して、助成金の額の確定を通知するとともに、確定額を事業実施主体に支払うものとする。

第9 事業に関する状況報告書の提出

平成30年度に、第3の(2)「新規就業者に対する就業支援金の給付」と(5)「新規事業体に対する自立支援金の給付」について助成金を受領した事業実施主体は、公社に対して、以下により事業に関する状況報告書を提出しなければならない。

〔区分〕	様式	提出時期
・新規就業者に対する就業支援金の給付	第7号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金を受領した日から起算して2年間 ・毎年7月末及び1月末まで ※半年ごとに報告
・新規事業体に対する自立支援金の給付	第8号様式	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金を受領した日から起算して3年間 ・毎年7月末及び1月末まで ※半年ごとに報告

第10 助成金の返還

平成30年度に、第2の(2)及び(5)について助成金を受領した事業実施主体については、同年度の受給対象に関して次の事項が生じた場合には、助成金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合はこの限りではない。

また、公社は助成金返還となる事項に該当するか否かを確認するため、第9号様式により、県に対して、林業労働力調査の報告の有無を確認する。

〔区分〕	〔助成金返還となる事項〕
・新規就業者に対する就業支援金の給付	・助成金を受給した日 ^(*) から2年以内に対象となった新規就業者が退職した場合 ・県が実施する林業労働力調査等において対象者の報告がなかった場合(2年間)
・新規事業体に対する自立支援金の給付	・助成金を受給した日 ^(*) から3年以内に廃業した場合 ・県が実施する林業労働力調査等の報告がなかった場合(3年間)

*助成金を受給した日とは、公社から事業実施主体に助成金が支払われた日とする。

附則

この事務取扱要領は、平成30年5月9日から施行し、平成30年度事業から適用する。

この事務取扱要領の改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

この事務取扱要領の改正は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。